

患者必携 2020

山梨県 がんサポートブック

身近な相談窓口や療養生活に役立つ情報のご紹介です。

がんの療養情報
支え合う大切な
あなたと家族のための

問い合わせ先

山梨県がん診療連携拠点病院
連絡協議会事務局

山梨県立中央病院
山梨県甲府市富士見1丁目1-1
TEL.055-253-7111(内線)1214

発行日:令和2年3月(第7版)

山梨県がん診療連携拠点病院連絡協議会
山 梨 県

I がん診療連携拠点病院で、がんの相談が受けられます

がんのことを、一緒に考えていきます。

病気と向き合うことは、納得のいく医療を受けることの第一歩です。そのためには、自分の病気や治療法について正しい情報を上手に集めることが重要です。

ひとりで悩まず、お近くの「がん相談支援センター」にご相談ください。誰でも無料で利用できます。

▶ 山梨県内のがん診療連携拠点病院



II がん相談支援センターとは？

▶ II-1. がん相談支援センターとは？

がん相談支援センターでは、がん専門相談員としての研修を受けたスタッフが、信頼できる情報に基づいて、がんに関する質問や相談をお受けしています。

また、病院によっては、相談の内容に応じて、専門医やがんに詳しい看護師、保健師、医療ソーシャルワーカー、薬剤師、栄養士などの専門家が対応できる連携体制を整えています。

よくある質問・相談内容



II

▶ II-2. 各病院のがん相談支援センター

▶ 山梨県立中央病院

甲府市富士見1丁目1-1 1階 9階

がん相談名称

患者支援センター
がん相談
支援センター



電話番号 055-253-7111(内線)3912・1214

相談時間 月曜～金曜 午前8:30～午後5:00

相談方法 予約不要(予約可)、面談・電話

▶ 市立甲府病院

甲府市増坪町366 1階

がん相談名称

総合相談センター
がん相談
支援センター



電話番号 055-244-1111(内線)1182

相談時間 月曜～金曜 午前8:30～午後5:15

相談方法 予約不要(予約可)、面談・電話

▶ 山梨大学医学部附属病院

中央市下河東1110 1階

がん相談名称

医療福祉
支援センター
がん相談
支援センター



電話番号 (直)055-273-9871

相談時間 月曜～金曜 午前8:30～午後5:15

相談方法 予約不要(予約可)、面談・電話

▶ 富士吉田市立病院

富士吉田市上吉田6530 1階

がん相談名称

地域医療
支援センター・
がん相談
支援センター



電話番号 0555-22-4111(内線)3104 FAX 0555-22-8018

相談時間 月曜～金曜 午前8:30～午後5:15

相談方法 予約不要(予約可)、面談・電話・FAX

▶ 山梨厚生病院

山梨市落合860 地下1階

がん相談名称

総合相談センター
がん相談
支援センター



電話番号 0553-23-1311(内線)2012

相談時間 月曜～金曜 午前9:00～午後5:00

相談方法 予約不要(予約可)、面談・電話

▶ II-3. 山梨県がん患者サポートセンター

山梨県がん患者サポートセンターは、山梨県が山梨県健康管理事業団に委託し、設置・運営する「がんの総合相談窓口」です。がん患者さんやご家族が抱える悩みや不安に、医師、保健師・看護師及びがんを経験した方(ピアソーター)が相談に応じています。

▶ 山梨県がん患者サポートセンター

甲府市宝1丁目4-16
(山梨県健康管理事業団内)



電話番号 055-227-8740

相談時間 月曜～金曜 午前9:00～午後5:00

相談方法 電話・面談(要予約)

III 診断の結果を上手に受け止めるには

つらい気持ちや不安な気持ちを自分の中にため込まないで、家族や親しい友人、そして医療者に率直に話してみましょう。

▶ III-1. ショックを受けるのも無理はありません

がんと告げられるのは衝撃的なことです。「がんの疑いがある」と言われてから、がんと告げられるまでの間も、不安でいっぱいだったと思います。

がんの告知を受けたとき、大きな衝撃を受け、動搖するのは当然のことです。「頭が真っ白になった」「ショックで涙が出た」「告知を受けた後、どうやって家に帰ったのか思い出せない」という人もたくさんいます。また怒りが込み上げたり、気持ちが不安定になったりする人もいます。食欲がない、不安で眠れない、前向きな気持ちになれないなど、こうした心の動きは、がんと告げられたとき、誰にでも起こることなのです。

▶ III-2. つらい気持ちを話してみましょう

医学の進歩によってがんの治療成績は向上してきています。がん=死ではありません。それでも、告知を受けた直後は、「まさか私が、がんであるはずはない」と病気を認めたくない気持ちが強くなり、絶望感にさいなまれることがあるかもしれません。

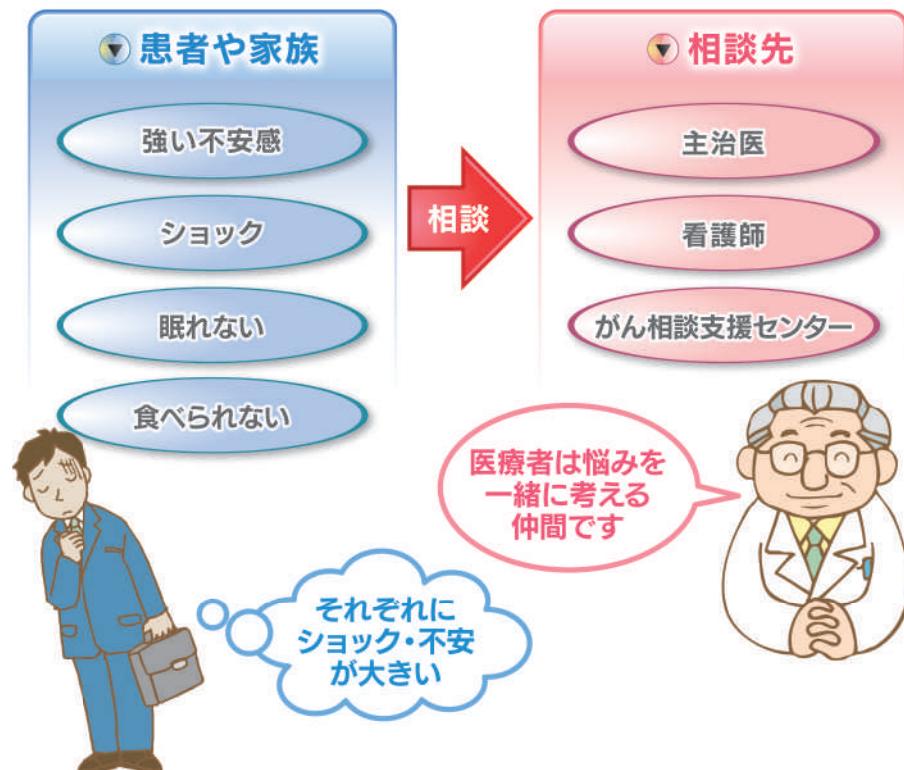
そんなときは、「とにかくつらい」「がんになってしまって悔しい」といった気持ちを自分の中にため込まないで、家族や親しい友人に話したり、感じたことを打ち明けてみましょう。涙を流しても構いません。心配をかけたくないからといって身近な人に話すことをためらう方もいますが、大事な人にこそ、まずは話してみましょう。

また、身近な人に話すことが難しいときには、がん相談支援センターのスタッフに話を聞いてもらうのもよいでしょう。電話でも、あるいは直接会って話すともできます。つらい気持ちや不安を吐き出すことで、落ち込んでいる気持ちが少し軽くなるでしょう。

▶ III-3. 不安や落ち込みを少しでも和らげるために

がんと告げられた後に受けたショックや動搖は、多くの場合、時間の経過とともに少しづつ和らいでいきます。

落ち着いて心の整理ができるくると、担当医から受けた説明に対して、疑問やわからない点があることに気付くこともあるでしょう。そのようなときは、担当医にあらためて尋ねておきましょう。ためらいがあるときは身近な人と一緒に聞くのもよい方法です。



IV よくある相談と医療制度

▶ 高額療養費制度

1か月間に医療機関に支払った医療費が一定額(自己負担限度額)を超えたとき、その超えた分が約3か月後に払い戻される制度です。ただし、食事代や差額ベッド代は対象になりません。

なお、自己負担限度額は、年齢や所得、加入している公的医療保険によって異なります。

また、加入している公的医療保険に高額療養費限度額適用認定証を交付してもらい、受診時に医療機関の窓口に提示すると、医療費(食事代、差額ベッド代は除く)が自己負担限度額までの支払いですむようになります。

■ 70歳未満の方の場合

- ①1日～月末の月毎の計算となります。
- ②同じ医療機関ごとに計算します。外来での医療費と入院費は別々に計算します。医科と歯科は別々に計算します。
- ③同じ人が同じ月に21,000円以上の自己負担額が2件以上あるときは、合わせて計算し、自己負担限度額を超えた金額が払い戻されます。
- ④外来での費用は、病院の外の薬局での費用も含みます。(薬局で支払った後、保険者に申請をすると自己負担限度額を超えた金額が払い戻されます。)

● 70歳未満の方の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額	多数該当
区分ア	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1%	140,100円
区分イ	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1%	93,000円
区分ウ	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1%	44,400円
区分エ	57,600円	44,400円
区分オ	35,400円	24,600円

※多数該当は年4回以上、高額療養費の払い戻しを受けた場合の4回目以降の自己負担限度額

がん相談支援センターに相談に来てください

■ 70歳以上の方の場合

- ①1日～月末の月毎の計算となります。
- ②下の表のように外来のみの場合と入院+外来の場合で自己負担限度額が異なります。全て合算し、自己負担限度額を超えた金額が払い戻しされます。
- ③外来での費用は、病院の外の薬局での費用も含みます。

● 70歳以上の方の自己負担限度額(2018年8月～)

適用区分	自己負担割合	自己負担限度額	
		外来	入院
現役並み	3割	課税所得 690万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1% (多数回140,100円)
		課税所得 380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1% (多数回93,000円)
		課税所得 145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% (多数回44,400円)
一般	2割	課税所得 145万円未満	18,000円 (年間の上限144,000円) 57,600円 (多数回44,400円)
		住民税非課税世帯II	24,600円
		住民税非課税世帯I (70歳～74歳)	8,000円 15,000円

窓口 加入する公的医療保険(保険者)

▶ 高額療養費限度額適用認定証

限度額認定証を持っていると病院や薬局での支払いが一定額の金額(自己負担額)にとどめられる制度です。

- ①限度額認定証の申請をした月の初日から有効です。
- ②病院等の窓口へ提示が必要です。忘れた場合は払い戻しとなります。

窓口 加入する公的医療保険(保険者)

▶ 高額療養費貸付制度

医療費が高額なため支払いが困難な場合は、高額療養費として支給される見込み額の8~10割相当が無利子で貸与される制度です。医療費を支払う前に手続をします。

窓口 加入する公的医療保険(保険者)

▶ 傷病手当金

会社員や公務員などが、病気などで働けなくなったときに、生活を支えてくれる制度です。健康保険、共済組合に加入しているご本人が、給料がもらえない場合などに、ある程度の収入が保障されます。

加入期間が1年以上あれば、退職後も傷病手当金の給付が受けられる場合があります。退職日までに3日以上連続して欠勤し、以下の条件を満たしていることが条件です。

■ 対象の条件

- ①病気・けがのために仕事ができない状態。
- ②3日以上連続して欠勤している。
- ③給与が支払われない。(給料をもらっていても、その額が傷病手当金よりも少ない場合は、その差額が支払われます。)

窓口 加入する公的医療保険(保険者)

▶ 障害年金(障害基礎年金・障害厚生年金)

がんで人工肛門造設や喉頭摘出術を受けた方はもちろんですが、日常生活に著しい制限を受ける状態になったがん患者さんも受けることが出来る場合もあります。

障害基礎年金は、障害の程度によって1級と2級に分かれており、障害厚生年金は、1~3級まであります。なお、障害等級は、身体障害者手帳などとは基準が違い、手続きも別に行う必要があります。

窓口 各市町村の国民年金担当窓口、年金事務所

▶ 障害手当金

障害手当金は厚生年金の加入者が対象です。3級より障害が軽い場合に、一度だけ支給されるものです。まずは通院・入院している医療機関のソーシャルワーカーにご相談ください。

窓口 年金事務所

▶ 身体障害者手帳

身体障害者手帳を持つことにより、以下にある様々な福祉サービスが受けられます。

がんで人工肛門造設や喉頭摘出術を受けた方はもちろんですが、日常生活に制限を受ける状態になったがん患者さんも利用出来ることがあります。

手帳は、障害の種類や程度などによって1~6級に区分され、等級によって受けられる助成や支援内容が異なります。

■ 福祉サービスの内容

- 日常生活用具の給付(人工肛門・人工膀胱などの補装具、喉頭摘出者に対する電動人工喉頭機やファクシミリなど)
- 税金の控除・減免
- 公共交通機関運賃の割引

■ 重度心身障害者医療費助成制度

身体障害者手帳1~3級、障害年金1・2級を持っている方が重度心身障害者医療受給資格者証を提示すると、保険診療分の医療費は自己負担分を支払った後に3ヶ月程度で還付されます。(ただし、所得制限があります)。

窓口 各市町村の障害福祉担当窓口

V 治療について

▶ がんの治療について

集学的治療

▼ 局所療法

手術

限局したがん組織の切除にのみ有効

放射線療法

遺伝子の分裂抑制や細胞が脱落する現象を増強

▼ 全身療法

進行がん、血液がんに適応される

化学療法

ホルモン療法

免疫療法

手術や放射線療法はがんに対しての局所的な治療であるのに対し、ホルモン療法、免疫療法は、全身的な治療として行われます。

化学療法は、細胞の増殖を防ぐ治療法で、がんを抑制したり、成長を遅らせたり、転移や再発を防いだりするために用います。

集学的治療とは、手術、放射線療法、化学療法など複数の治療手段を組み合わせて行うことです。利点はお互いの欠点を補充すること、欠点は副作用が増強しやすい特徴があります。

どの治療を行うか、よく主治医と相談し、決定しましょう。

VI 忘れないで！歯科受診

がんの治療（化学療法や放射線療法）により免疫力が低下すると、人によっては口内炎や肺炎など様々な合併症を起こしやすくなります。

合併症の発生頻度が増加すると、状況により治療を中断しなければならないことがあります。そのため、お口の中の衛生状態など、合併症に影響を与える因子をがん治療をはじめる前に改善しておくことが大切です。あらかじめ主治医に相談し、ブラッシング指導や歯石除去、その他必要な処置を受けるために歯科を受診しましょう。

特に顔や首周りなどのがんでは、放射線治療により唾液腺（つばが作られるところ）が影響を受けます。そのため、唾液の分泌量が減り、お口が乾燥し、それに伴いむし歯や味覚異常が起こる他、カンジダ症などの感染症を発症したり、口腔粘膜に炎症を起こしやすい状態となります。

治療の影響によりお口の中が乾燥する場合には、口腔内用の保湿剤を使用したり、洗口液を使い刺激をやわらげるなど工夫をしましょう。

炎症や口内炎などにより、痛みが強いときには、歯磨き粉は使用せず、水やぬるま湯、ガーゼや柔らかい歯ブラシを使って、お口の中を清潔に保つようにしましょう。

がんの治療に伴う様々な症状やお口のことでお困りの事がある場合は、主治医、看護師、歯科医師、歯科衛生士等に相談してください。



VII 緩和ケアとは

がんによって生じる様々な身体的苦痛や心のつらさに対処していくことは、がんと診断されたときから、がんを治す治療と同じように大切なことです。

緩和ケアとは、がんの治療時期にかかわらず、患者さんの体や心のつらさを和らげて、1人1人が自分らしく生活していくことができるよう支援していくという医療・ケアのあり方です。

► VII-1. 緩和ケアチーム

緩和ケアチームは、がんの治療と平行しながら入院治療中に生じる様々な苦痛や問題に対して、治療を行っている主治医や病棟看護師と協力しながら支援するチームです。

緩和ケアチームは体と心のつらさなどの治療のほか、患者さんの社会生活や家族を含めたサポートを行うために、医師・看護師のほか薬剤師、理学療法士、作業療法士、医療ソーシャルワーカーなど様々な職種のメンバーが一緒に協力し合っていきます。

緩和ケアチームについて知りたい場合は、主治医や病棟看護師、がん相談支援センターに話してみましょう。

► VII-2. 緩和ケア(ホスピス)病棟

緩和ケア病棟は、ホスピスとも呼ばれています。

緩和ケア(ホスピス)病棟は、がんに伴う体のつらい症状や苦しさ、心のつらさを和らげる治療・ケアを専門的に行う場所です。そして、患者さんとご家族がその人らしく過ごし、生きることができるよう支援していきます。

緩和ケア(ホスピス)病棟への入院条件や費用は、施設により異なりますので、各施設・がん相談支援センターへご相談ください。

► VII-3. 在宅緩和ケア

自宅は、安心した療養環境であり、誰もができることなら住み慣れた環境で過ごしたいのではないかでしょうか。緩和ケア外来では通院しながら苦痛の緩和を図り、在宅療養の質の向上を応援いたします。また必要時には在宅医療チームと連携し、病院に通院するのではなく自宅で緩和ケアを受けられるような支援を行います。

緩和ケア病棟・緩和ケアチーム・緩和ケア外来を行っている医療機関

	病棟	チーム	外来
山梨県立中央病院	●	●	●
山梨大学医学部附属病院		●	●
市立甲府病院		●	●
富士吉田市立病院		●	●
山梨厚生病院	●	●	●



VIII 在宅ケアとは

がん相談支援センターに相談に来てください

在宅医療は、住み慣れた自宅など、その人にふさわしい環境で気兼ねなく生活を送りながら医療を受けられるというメリットがあります。

▶ VIII-1. 訪問診療

訪問診療とは、医師が定期的に患者さんの自宅へ訪問し、診療などを行うサービスです。訪問看護師、ケアマネジャー、ヘルパーなどと連携を取りながら、24時間体制で、患者さんが安心して自宅療養が行なえるように支援しています。

また、急に熱が出たり、状態が悪くなった時など緊急時の対応も行ないます。
訪問診療は、医療保険が適用されます。

窓口 かかりつけ医院

▶ VIII-2. 訪問看護

訪問看護とは、自宅で療養生活を送るために、看護ケアを提供するためのサービスです。医師の指示のもと、訪問看護ステーションより訪問看護師が自宅を訪問し、必要な看護を提供します。

訪問看護は、医療保険または介護保険が適用されることがあります。

窓口
・病院(がん相談支援センター)
・かかりつけ医院
・ケアマネジャー



▶ VIII-3. 介護保険制度

65歳以上の方、がん末期と診断された40歳から64歳の方でも、要支援・要介護の認定を受けた患者さんは、訪問介護やベッドや車いすなどの福祉用具の貸与、住宅改修などのサービスが受けられます。介護度に応じて利用サービス料の1割の自己負担で介護サービスを受けることができます。

窓口 各市町村の「地域包括支援センター」「介護保険担当課」

▶ VIII-4. 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域で生活するがん患者さんを介護、福祉、医療の様々な面から総合的に支援する機関です。地域包括支援センターには保健師、ケアマネジャー、社会福祉士があり、専門性を活かして業務にあたっています。介護保険の申請方法や、在宅生活などの相談窓口となっています。



窓口 各市町村の「地域包括支援センター」

IX ピアサポート・がんサロンとは

▶ IX-1. ピアサポート

ピア(Peer)とは「仲間」という意味で、ピアサポートとは、同じような悩みあるいは経験を持つグループの中で、同じ仲間として対等な立場で行われる支援のことです。

仲間から支えられていると感じられる場にいることによって、お互いに支え合ったり、悩みの解決につながったりすることが期待されています。

がんにおけるピアサポートは、患者や家族の悩みや不安に対して、がん経験者が自分の経験を生かしながら相談や支援を行うといった形での取り組みです。



■山梨県立中央病院 第2・4金曜日 10:00~13:00
予約制 がん相談支援センター
☎055-253-7111代

■山梨厚生病院 毎週水曜日 10:00~13:00
予約制 乳腺外科
☎0553-23-1311

▶ IX-2. がんサロン

富士吉田市立病院では、がんサロン「ふじさんサロン」を開設しています。がん体験者・ご家族様がお互いの悩みが解決に向かうよう、支え合いの場として幅広い問題を語り合える場です。がんの種類は問いません。



■富士吉田市立病院 每月第4月曜日 10:00~12:00
予約不要 がん相談支援センター
☎0555-22-4111代

X がん患者さんの就労について

がんと診断されたからといってすぐに退職を決めるのではなく、会社の就業規則を確認したり、会社の人事関係の担当者に相談、あるいは、がん相談支援センターに相談などしてみましょう。

▶ X-1. 仕事を続けるためには

がんの治療を受けながら仕事を続けている方や 新たに就職を考えている方の多くは、病気のこと、仕事内容、上司や同僚との関係、治療費や収入のこと、通院のこと、休暇のことなど不安をお持ちかもしれません。

まずは職場の休職制度などを活用し、一人で抱え込まずにがん相談支援センターに相談しましょう。

▶ X-2. 主治医に相談する

就労(復職)できるか、仕事の内容や勤務時間、勤務日数などの勤務条件について具体的に主治医に聞きましょう。また、今後の治療スケジュールや治療費、入院の必要性、考えられる副作用、日常生活上の注意などについて聞いておきましょう。

▶ X-3. 職場の理解を得る

職場では、上司や人事担当者、産業医や保健師等に相談し、治療継続、就労継続に向けた理解・支援を得ましょう。

▶ X-4. 医療機関での相談

入院、通院している医療機関の主治医、看護師や相談部門、がん相談支援センターなどで相談することもできます。がん相談支援センターなどでは主に看護師や医療ソーシャルワーカー等が、身体のことを踏まえて、仕事との両立について相談に応じてくれます。相談の内容に応じて、主治医との情報交換や職場との調整などを、患者さんのご家族と一緒に進める場合もあります。

▶ X-5. 仕事ができなくなった、仕事をやめたい、やめるときは

就労できなくなった場合、仕事をやめる場合、やめなければならない場合など経済的な課題がまず思い浮かぶことと思います。健康保険や年金など公的な制度による経済的支援が受けられる場合があります。担当窓口(年金:年金事務所・市町村役場)(健康保険:保険者)に相談してみましょう。

▶ X-6. ハローワーク甲府・ハローワーク富士吉田による就労支援のご紹介

山梨県立中央病院、市立甲府病院、富士吉田市立病院では、ハローワーク甲府・ハローワーク富士吉田の就職支援ナビゲーターによる長期療養が必要とされる患者さんの就労相談を行っています。

■山梨県立中央病院 第1、3木曜日 10:00～15:00
予約制 がん相談支援センター
☎055-253-7111(代)

■市立甲府病院 第2、4火曜日 10:00～15:00
予約制 がん相談支援センター
☎055-244-1111(代)

■富士吉田市立病院 第4月曜日 10:00～12:00
予約制 がん相談支援センター
☎0555-22-4111(代)



▶ X-7. 山梨産業保健総合支援センターによる 両立支援のご紹介

山梨大学医学部附属病院と市立甲府病院では、山梨産業保健総合支援センターの両立支援促進員が治療を受けながら仕事を続けていくための相談に応じます。



■山梨大学医学部附属病院

随时予約を受付

医療福祉支援センター・がん相談支援センター

055-273-9871

■市立甲府病院

第3火曜日 13:00~16:00

予約制

総合相談センター ☎055-244-1111(代)

■山梨県立中央病院

隨時予約受付

がん相談支援センター ☎055-253-7111(代)

Memo